

新規上場申請のための半期報告書

ヒトトヒトホールディングス株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2026年3月3日

【中間会計期間】 第7期中(自2025年4月1日 至2025年9月30日)

【会社名】 ヒトトヒトホールディングス株式会社

【英訳名】 HITO-TO-HITO Holdings Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 グループCEO 松本 哲裕

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神宮前二丁目21番9号

【電話番号】 03-5410-3055

【事務連絡者氏名】 取締役 兼 グループCFO 八木 由治

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区神宮前二丁目21番9号

【電話番号】 03-5410-3055

【事務連絡者氏名】 取締役 兼 グループCFO 八木 由治

目次

頁

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】 1
- 2【事業の内容】 1

第2【事業の状況】

- 1【事業等のリスク】 2
- 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 2
- 3【経営上の重要な契約等】 3

第3【提出会社の状況】

- 1【株式等の状況】 4
- 2【役員の状況】 11

第4【経理の状況】

- 1【要約中間連結財務諸表】 13
- 2【その他】 22

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 23

期中レビュー報告書

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 6 期 中間連結会計期間	第 7 期 中間連結会計期間	第 6 期
会計期間	自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月 30 日	自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月 30 日	自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日
売上収益 (百万円)	8,996	11,051	16,803
税引前中間(当期)利益 (百万円)	702	1,040	508
親会社の所有者に帰属する 中間(当期)利益 (百万円)	442	677	342
親会社の所有者に帰属する 中間(当期)包括利益 (百万円)	445	679	343
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	2,325	2,902	2,223
総資産額 (百万円)	11,713	11,954	11,180
基本的 1 株当たり 中間(当期)利益 (円)	31.61	48.37	24.43
希薄化後 1 株当たり 中間(当期)利益 (円)	31.55	46.98	24.02
親会社所有者帰属持分比率 (%)	19.8	24.3	19.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	207	1,110	336
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△8	2	△62
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△401	△887	△729
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	1,748	1,720	1,495

- (注) 1. 当社は要約中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 上記指標は国際会計基準(以下「IFRS」という。)により作成した要約中間連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。
3. 2025年10月14日開催の取締役会決議により、2025年11月10日付で普通株式 1 株につき50株の割合で株式分割を行っております。第 5 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり親会社所有者帰属持分、基本的 1 株当たり中間(当期)利益及び希薄化後 1 株当たり中間(当期)利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものととなります。

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間連結会計期間における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりです。

① 財政状態及び経営成績の状況

(財政状態)

当中間連結会計期間の総資産は、前連結会計年度末と比較し774百万円増加し、11,954百万円(前連結会計年度末比6.9%増)となりました。その主な要因は、現金及び現金同等物の増加225百万円、営業債権及びその他の債権の増加765百万円であります。

当中間連結会計期間の負債は、前連結会計年度末と比較し95百万円増加し、9,051百万円(前連結会計年度末比1.1%増)となりました。その主な要因は、営業債務及びその他の債務の増加438百万円、未払法人所得税の増加259百万円、借入金の減少733百万円であります。

当中間連結会計期間の資本は、前連結会計年度末と比較し679百万円増加し、2,902百万円(前連結会計年度末比30.5%増)となりました。その主な要因は、利益剰余金の増加677百万円であります。

(経営成績)

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、米国の関税引き上げによる企業収益への影響や物価上昇の長期化による景気減速リスクが顕在化しているものの、底堅い企業収益の改善により景気は緩やかに回復しております。世界経済においては、引き続き米国の関税政策の動向によるグローバル経済の減速懸念や地政学的リスク、さらには国内外の金利動向による為替変動など、先行き不透明な状況が継続しております。

このような中、当社グループは、プロスポーツ等多くの顧客が来場するイベントの準備から運営、撤収までの業務を提供するイベントマネジメント事業、商業施設を中心とした警備、設備保守、清掃、環境衛生といった業務を提供するビルマネジメント事業、商品販売支援や人材派遣、コールセンター業務などを提供する人財サポート事業を展開してまいりました。

イベントマネジメント事業においては、プロバスケットボールリーグ(Bリーグ)チームの受注増に加え、プロスポーツ興業日程の影響等により、前年同期比で売上高が増加しました。

ビルマネジメント事業においては、前連結会計年度に受注した大型商業施設業務等の通期寄与に加えて、当中間連結累計期間にも新たに大型商業施設業務や大型臨時警備業務を受注するなど、前年同期比で売上高が増加しました。

人財サポート事業においては、店舗運営業務の拡大や大型臨時イベント業務の受注などにより、前年同期比で売上高は増加しました。

以上の結果、当中間連結会計期間の経営成績等は以下のとおりとなりました。

当中間連結会計期間の売上収益は11,051百万円(前年同期比22.8%増)、営業利益は1,106百万円(前年同期比41.6%増)、親会社の所有者に帰属する中間利益は677百万円(前年同期比53.0%増)となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比較し225百万円増加して1,720百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,110百万円となりました。その主な増加要因は、税引前中間利益1,040百万円、減価償却費及び償却費176百万円、営業債務及びその他の債務の増加額433百万円、主な減少要因は、営業債権及びその他の債権の増加額765百万円、法人所得税の支払額82百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、2百万円となりました。その主な要因は、有形固定資産の取得による支出6百万円、その他の金融資産の売却による収入14百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、△887百万円となりました。その主な要因は、短期借入金の返済による支出500百万円、長期借入金の返済による支出240百万円、利息の支払による支出61百万円、リース負債の返済による支出86百万円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	56,000,000
計	56,000,000

(注) 2025年10月31日開催の臨時株主総会決議により2025年11月1日付で定款変更を行い、発行可能株式総数は620,000株増加し1,120,000株となり、2025年10月14日開催の取締役会決議により2025年11月10日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は54,880,000株増加し56,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2026年3月3日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,000,000	14,000,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります
計	14,000,000	14,000,000	—	—

(注) 1. 2025年10月14日開催の取締役会決議により、2025年11月10日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は13,720,000株増加し、14,000,000株となっております。
2. 2025年10月31日開催の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2019年11月29日
付与対象者の区分及び人数(名) (注) 5	当社取締役 1名 子会社取締役 7名 子会社従業員 1名
新株予約権の数(個) ※	10,290 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株) ※	普通株式 10,290 [514,500] (注) 2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	10,000 [200] (注) 3、6
新株予約権の行使期間 ※	2019年12月2日～2034年12月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 10,185 [204] 資本組入額 5,093 [102] (注) 6

新株予約権の行使の条件 ※	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要する。</p> <p>新株予約権者は、エグジット事由のいずれかに該当する場合に限り権利行使ができる。各エグジット事由に該当する場合における、①新株予約権を行使することが可能となる最初の日（「権利行使可能日」）及び②権利行使可能日以降において新たに権利行使をすることができる新株予約権の数の上限（「権利行使可能新株予約権数」）は以下のとおりとする。</p>	
	エグジット事由の種類	<p>①権利行使可能日</p> <p>②権利行使可能新株予約権数</p>
	上場エグジット	<p>(i)上場日または登録日及び(ii)行使期間の始期のうち、いずれか遅く到来する日（「上場エグジット事由発生日」）</p> <p>上場エグジット事由発生日の1年後から5年後の各応当日</p>
	ドラッグ・エグジット	<p>(i)J-GIA1号投資事業有限責任組合（「J-GIAファンド」）が譲渡割合が90%以上となるような株式の譲渡実行日及び(ii)行使期間の始期のうち、いずれか遅く到来する日</p>
	過半数譲渡エグジット	<p>過半数譲渡エグジットに該当することとなる株式の譲渡実行日</p>
<p>新株予約権者は、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、新株予約権者に発行された新株予約権の全部について権利行使できない。</p> <p>①1株当たり10,000円（普通株式について株式分割または株式併合が行われる場合には、その比率に応じて修正されるものとする。以下、本項における金額の記載について同じ。）を下回る価格を発行価格とする普通株式の発行等が行われた場合（但し、払込金額が会社法第199条第3項、同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）</p> <p>②1株当たり10,000円を下回る価格を行使価格とする新株予約権その他普通株式1株の交付を受けるのと引換えに払い込む金額が1株当たり10,000円を下回る価格の証券の発行が行われた場合</p> <p>③1株当たり10,000円を下回る価格を対価として普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき（但し、当該取引時点における実際の株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）</p> <p>④新株予約権の目的である普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における普通株式の終値が、10,000円を下回る価格となったとき</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>		
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4	

※最近事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を []内に記載してお

り、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき185円で有償発行しております。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は 1 株、提出日の前月末現在は50株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件にしたがって、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率（以下「割当比率」という。）に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

i 交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の直前時点において新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数を株式交換、株式移転、合併または会社分割の比率に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

ii 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類

再編後新会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

組織再編行為後出資金額＝当社組織再編行為前出資金額×1/割当比率

iv 新株予約権行使期間

行使期間は組織再編行為の効力発生日から2034年12月1日までとする。

5. 付与対象者の異動及び役職の変更により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は以下のとおりです。

当社取締役	1名
当社従業員	1名
子会社取締役	5名
子会社従業員	2名

6. 2025年10月14日開催の取締役会決議により、2025年11月10日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」並びに「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2024年11月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 子会社取締役 5名 子会社従業員 1名
新株予約権の数(個) ※	2,205 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株) ※	普通株式 2,205 [110,250] (注) 2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	12,000 [240] (注) 3、6
新株予約権の行使期間 ※	2024年12月2日～2034年12月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 12,294 [246] 資本組入額 6,147 [123] (注) 6

新株予約権の行使の条件 ※	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要する。</p> <p>新株予約権者は、エグジット事由のいずれかに該当する場合に限り権利行使ができる。各エグジット事由に該当する場合における、①新株予約権を行使することが可能となる最初の日（「権利行使可能日」）及び②権利行使可能日以降において新たに権利行使をすることができる新株予約権の数の上限（「権利行使可能新株予約権数」）は以下のとおりとする。</p>		
	エグジット事由の種類	①権利行使可能日	②権利行使可能新株予約権数
	上場エグジット	(i)上場日または登録日及び(ii)行使期間の始期のうち、いずれか遅く到来する日（「上場エグジット事由発生日」）	上場エグジット事由発生日において新株予約権者が保有する新株予約権数（「上場エグジット事由発生日保有新株予約権数」）に0.5を乗じた数（1個未満の新株予約権については切り捨てる。以下1個未満の新株予約権の取扱いにつき、同じ。）に相当する新株予約権数
		上場エグジット事由発生日の1年後から5年後の各応当日	各応当日において、上場エグジット事由発生日保有新株予約権数に0.1を乗じた数に相当する新株予約権数
	ドラッグ・エグジット	(i)J-GIA1号投資事業有限責任組合（「J-GIAファンド」）が譲渡済割合が90%以上となるような株式の譲渡実行日及び(ii)行使期間の始期のうち、いずれか遅く到来する日	J-GIAファンドから第三者への本株式の実行日において新株予約権者が保有する新株予約権全部
過半数譲渡エグジット	過半数譲渡エグジットに該当することとなる株式の譲渡実行日	J-GIAファンドから第三者への本株式の譲渡実行日において新株予約権者が保有する新株予約権の数に譲渡対象割合を乗じた数のうち、株主間契約に基づき、新株予約権者がJ-GIAファンドに対して本株式の譲渡への参加を請求する権利を行使した株式に相当する新株予約権数	
	<p>新株予約権者は、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、新株予約権者に発行された新株予約権の全部について権利行使できない。</p> <p>①1株当たり12,000円（普通株式について株式分割または株式併合が行われる場合には、その比率に応じて修正されるものとする。以下、本項における金額の記載について同じ。）を下回る価格を発行価格とする普通株式の発行等が行われた場合（但し、払込金額が会社法第199条第3項、同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）</p> <p>②1株当たり12,000円を下回る価格を行使価格とする新株予約権その他普通株式1株の交付を受けるのと引換えに払い込む金額が1株当たり12,000円を下回る価格の証券の発行が行われた場合</p> <p>③1株当たり12,000円を下回る価格を対価として普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき（但し、当該取引時点における実際の株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）</p> <p>④新株予約権の目的である普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における普通株式の終値が、12,000円を下回る価格となったとき</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>		
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4		

※最近事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき294円で有償発行しております。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は 1 株、提出日の前月末現在は50株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件にしたがって、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率（以下「割当比率」という。）に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

i 交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の直前時点において新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数を株式交換、株式移転、合併または会社分割の比率に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

ii 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類
再編後新会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

組織再編行為後出資金額＝当社組織再編行為前出資金額×1/割当比率

iv 新株予約権行使期間

行使期間は組織再編行為の効力発生日から2034年12月1日までとする。

5. 付与対象者の異動及び役職の変更はございません。

6. 2025年10月14日開催の取締役会決議により、2025年11月10日付で普通株式 1 株につき50株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」並びに「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年11月10日 (注)	13,720,000	14,000,000	—	100,000	—	1,400,000

(注) 2025年11月10日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。

(4) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対 する所有株式数 の割合(%)
J-GIA1号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	11,843,750	80.98
㈱トリプルトレジャーズ	東京都目黒区駒場一丁目22番13号	1,050,000	7.18
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目 1番1号	438,750	3.00
松本 哲裕	東京都目黒区	350,000	2.39
東洋テック株式会社	大阪市浪速区桜川一丁目7番18号	146,250	1.00
カルチャー・コンビニエンス・ クラブ株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目 3番3号 横浜コネクスクエア14F	146,250	1.00
田中 満	千葉県船橋市	102,900 (102,900)	0.70 (0.70)
中田 哲志	神奈川県横浜市	73,500 (73,500)	0.50 (0.50)
根本 輝夫	東京都世田谷区	73,500 (73,500)	0.50 (0.50)
大山 哲也	埼玉県越谷市	73,500 (73,500)	0.50 (0.50)
計	—	14,298,400 (323,400)	97.77 (2.21)

(注) 1. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

2. 株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 2025年10月14日開催の取締役会決議により、2025年11月10日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 —	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,999,800	139,998	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 200	—	—
発行済株式総数	14,000,000	—	—
総株主の議決権	—	139,998	—

(注) 2025年10月14日開催の取締役会決議により、2025年11月10日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 要約中間連結財務諸表の作成方法について

当社の要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下「IAS第34号」という。）に準拠して作成しております。

当社の要約中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表です。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、当中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1 【要約中間連結財務諸表】

(1) 【要約中間連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		1,495	1,720
営業債権及びその他の債権		1,783	2,548
その他の流動資産		160	91
流動資産合計		3,439	4,360
非流動資産			
有形固定資産		148	142
使用権資産		984	918
のれん		5,951	5,951
無形資産		108	43
その他の金融資産	8	212	203
繰延税金資産		323	323
その他の非流動資産		11	11
非流動資産合計		7,740	7,594
資産合計		11,180	11,954

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務		526	964
借入金		1,266	767
未払費用		778	861
未払法人所得税		103	362
未払有給休暇		249	269
リース負債		174	175
その他の流動負債		494	584
流動負債合計		3,592	3,985
非流動負債			
借入金		4,338	4,104
リース負債		817	751
引当金		66	66
その他の非流動負債		141	143
非流動負債合計		5,363	5,066
負債合計		8,956	9,051
資本			
資本金		100	100
資本剰余金		2,656	2,656
利益剰余金		△543	134
その他の資本の構成要素		10	12
親会社の所有者に帰属する持分合計		2,223	2,902
資本合計		2,223	2,902
負債及び資本合計		11,180	11,954

(2) 【要約中間連結損益計算書及び要約中間連結包括利益計算書】

【要約中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月 30日)
売上収益	6	8,996	11,051
売上原価		△7,221	△8,921
売上総利益		1,774	2,130
販売費及び一般管理費		△1,010	△1,038
その他の収益		26	25
その他の費用		△9	△10
営業利益		781	1,106
金融収益		0	2
金融費用		△79	△68
税引前中間利益		702	1,040
法人所得税費用		△260	△363
中間利益		442	677
中間利益の帰属			
親会社の所有者		442	677
中間利益		442	677
1株当たり中間利益			
基本的1株当たり中間利益(円)	7	31.61	48.37
希薄化後1株当たり中間利益(円)	7	31.55	46.98

【要約中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間利益		442	677
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産		2	1
項目合計		2	1
その他の包括利益合計		2	1
中間包括利益		445	679
中間包括利益の帰属			
親会社の所有者		445	679
中間包括利益		445	679

(3) 【要約中間連結持分変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分							
	その他の資本の構成要素					合計	合計	資本 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株式報酬	その他の包 括利益を通 じて公正価 値で測定す る金融資産			
2024年4月1日残高	100	2,656	△885	1	6	8	1,879	1,879
中間利益	—	—	442	—	—	—	442	442
その他の 包括利益	—	—	—	—	2	2	2	2
中間包括利益	—	—	442	—	2	2	445	445
株式報酬取引	—	—	—	—	—	—	—	—
所有者との 取引額等合計	—	—	—	—	—	—	—	—
2024年9月30日残高	100	2,656	△442	1	9	11	2,325	2,325

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分							
	その他の資本の構成要素					合計	合計	資本 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株式報酬	その他の包 括利益を通 じて公正価 値で測定す る金融資産			
2025年4月1日残高	100	2,656	△543	2	7	10	2,223	2,223
中間利益	—	—	677	—	—	—	677	677
その他の 包括利益	—	—	—	—	1	1	1	1
中間包括利益	—	—	677	—	1	1	679	679
株式報酬取引	—	—	—	—	—	—	—	—
所有者との 取引額等合計	—	—	—	—	—	—	—	—
2025年9月30日残高	100	2,656	134	2	9	12	2,902	2,902

(4) 【要約中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間利益		702	1,040
減価償却費及び償却費		185	176
固定資産処分損益		△3	—
金融収益及び金融費用		78	66
営業債権及びその他の債権の増減額(△は増加)		△287	△765
未払賞与の増減額(△は減少)		△29	2
営業債務及びその他の債務の増減額(△は減少)		△116	433
その他		△23	239
小計		505	1,193
未払賃金の支払額		△200	—
法人所得税の支払額		△97	△82
営業活動によるキャッシュ・フロー		207	1,110
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△2	△6
有形固定資産の売却による収入		20	—
無形資産の取得による支出		△20	△5
敷金保証金の差入による支出		△3	—
敷金保証金の回収による収入		0	—
その他の金融資産の取得による支出		△3	△1
その他の金融資産の売却による収入		—	14
保険積立金の積立による支出		△0	△0
利息及び配当金の受取額		1	2
その他		△0	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー		△8	2
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(△は減少)		—	△500
長期借入金の借入による収入		—	—
長期借入金の返済による支出		△253	△240
リース負債の返済による支出		△83	△86
利息の支払額		△61	△61
融資関連手数料の支払額		△3	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△401	△887
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△202	225
現金及び現金同等物の期首残高		1,951	1,495
現金及び現金同等物の期末残高		1,748	1,720

【要約中間連結財務諸表注記】

1. 報告企業

ヒトヒトホールディングス株式会社(以下「当社」という。)は日本に所在する株式会社です。登記上の本社の住所は東京都渋谷区神宮前2丁目21番9号です。当社の2025年9月30日に終了する要約中間連結財務諸表は、当社及びその子会社(以下「当社グループ」という。)により構成されております。2025年9月30日時点における当社の最終的な支配当事者は、日本成長投資アライアンス株式会社です。

当社グループは、スポーツイベント等の管理運営業務、商業施設やオフィスビルの警備業務など人財サービスを主な事業としております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第312条の規定により、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。要約中間連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものです。

本要約連結財務諸表は、2026年2月20日に当社代表取締役社長兼グループCEO松本哲裕及び取締役兼グループCFO八木由治によって承認されております

(2) 測定の基礎

当社グループの要約中間連結財務諸表は、公正価値で測定する金融商品等を除き取得原価を基礎として作成されております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円(百万円単位、単位未満切捨て)で表示されております。

3. 重要性がある会計方針

本要約中間連結財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一です。なお、当中間連結会計期間の法人所得税は、見積年次実効税率を用いて算定しております。

4. 重大な会計上の見積り及び判断

要約中間連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

本要約中間連結財務諸表における重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断は、原則として前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様です。

5. セグメント情報

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社グループは、スポーツイベント等の管理運営業務、商業施設やオフィスビルの警備業務、並びにこれらに付随する事業を行っており、事業セグメントは人財サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

6. 売上収益

当社グループは人財サービス事業の単一セグメントであります。顧客との契約から認識した収益の分解は以下のとおりであります。

(単位：百万円)		
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
サービス形態		
ビルマネジメント事業	4,518	6,351
イベントマネジメント事業	2,945	3,101
人財サポート事業	1,291	1,495
その他	241	103
合計	8,996	11,051

7. 1株当たり中間利益

基本的1株当たり中間利益及び希薄化後1株当たり中間利益の計算基礎は以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
基本的1株当たり中間利益		
親会社の所有者に帰属する中間利益 (百万円)	442	677
発行済普通株式の期中平均株式数 (株)	14,000,000	14,000,000
基本的1株当たり中間利益 (円)	31.61	48.37
希薄化後1株当たり中間利益		
希薄化性潜在的普通株式の影響: 新株予約権 (株)	24,640	416,105
希薄化効果の影響調整後の期中平均株式数 (株)	14,024,640	14,416,105
希薄化後1株当たり中間利益 (円)	31.55	46.98

(注) 2025年11月10日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり中間利益及び希薄化後1株当たり中間利益を算定しております。

8. 金融商品

(1) 金融資産及び金融負債の公正価値と帳簿価額の比較

金融資産及び金融負債の公正価値と帳簿価額の比較は、以下のとおりです。なお、公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、以下の表には含めておりません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当中間連結会計期間 (2025年9月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
金融資産				
その他の金融資産				
償却原価で測定する金融資産				
敷金及び差入保証金	110	104	110	104
その他	0	0	0	0
合計	110	104	110	104
金融負債				
償却原価で測定する金融負債				
長期借入金	4,805	4,854	4,572	4,614
合計	4,805	4,854	4,572	4,614

金融商品の公正価値の算定方法は、以下のとおりです。

(a) 現金及び現金同等物、並びに営業債権及びその他の債権

これらはすべて短期で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似しております。

(b) その他の金融資産

株式については、活発な市場における同一銘柄の市場価格が入手できる場合の公正価値は、当該市場価格を使用して測定しており、レベル1に分類しております。活発な市場における同一銘柄の市場価格が入手できない場合の公正価値は、活発でない市場における同一銘柄の市場価格、類似会社の市場価格及び割引キャッシュ・フロー法などの適切な評価技法を使用して測定しており、レベル3に分類しております。

敷金及び差入保証金については、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により測定しており、レベル2に分類しております。

(c) 営業債務及びその他の債務、短期借入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額と近似しております。

(d) 長期借入金

元利金の合計額と、当該長期借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により測定しており、レベル2に分類しております。

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて測定した公正価値

レベル3：重要な観察できないインプットを用いて測定した公正価値

公正価値の測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定に用いた重要なインプットのうち、最もレベルの低いインプットに応じて決定しております。公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各報告期間の期末に発生したものとして認識しております。

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類された、経常的に公正価値で測定する金融資産及び金融負債の内訳は、以下のとおりです。

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の金融資産				
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する資本性金融資産				
株式	100	—	1	101
その他	—	—	0	0
合計	100	—	1	101

(注) 前連結会計年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル1、2及び3の間の重要な振替はありません。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位：百万円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の金融資産				
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する資本性金融資産				
株式	91	—	1	92
その他	—	—	0	0
合計	91	—	1	93

(注) 当中間連結会計期間において、公正価値ヒエラルキーのレベル1、2及び3の間の重要な振替はありません。

9. 後発事象

(株式分割)

当社は2025年10月14日開催の取締役会決議に基づき、2025年11月10日付で株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2025年11月10日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式1株につき、50株の割合をもって分割しております。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 280,000株

今回の分割により増加する株式数	13,720,000株
株式の分割後の発行済株式総数	14,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	56,000,000株

③分割の日程

基準日公告日	2025年10月31日
基準日	2025年11月10日
効力発生日	2025年11月10日

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、「7. 1株当たり利益」に記載しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月25日

ヒトトヒトホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

中野 幸哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

若林 将吾

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているヒトトヒトホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び要約中間連結財務諸表注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、ヒトトヒトホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上